

令和 7 年 第 2 回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 11 月 4 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示 1

第 1 号 (11月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	6
○議長選挙	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○広域連合長挨拶	8
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○行政報告	30
○埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	31
○一般質問	33
○広域連合長挨拶	42
○閉会の宣告	43
○署名議員	45

○議案審議結果一覧表 47

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第150号

令和7年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月28日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

1 期 日 令和7年11月4日 午後1時30分

2 場 所 さいたま共済会館 6階 601・602（ホール）
(さいたま市浦和区岸町7-5-14)

令和7年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議事日程

令和7年11月4日（火曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 9号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 議案第10号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第12号 令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第13号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第14号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第15号 訴えの提起について
- 日程第13 議案第16号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第14 行政報告
- 日程第15 埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第16 一般質問

出席議員（17名）

2番	賴 高 英 雄	4番	木 津 雅 晟
5番	森 田 光 一	6番	河 田 晃 明
7番	小 野 克 典	8番	渡 邊 一 美
9番	富 田 能 成	10番	窪 田 裕 之
11番	田 中 一 崇	12番	浅 生 和 英
13番	勝 山 祥	14番	粳 田 平一郎
15番	田 中 良 夫	17番	鳥 羽 恵
18番	佐 藤 弘 一	19番	吉 澤 康 広
20番	黛 浩 之		

欠席議員（3名）

1番	小 島 進	3番	高 畑 博
16番	小 嶋 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	吉 田 信 解	副広域連合長	井 上 健 次
事務局長	小 貝 喜海雄	事務局次長 兼総務課長	葛 西 和 仁
事務局次長 兼保険料課長	河 合 美 恵	給 付 課 長	古瀬 力

職務のため出席した者の職氏名

書 記	川 村 明日香	書 記	小 川 駿
-----	---------	-----	-------

開会 午後1時30分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（吉澤康広） 副議長の吉澤でございます。

欠員となっております議長が決まるまでの間、代わりに議事を運営させていただきますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

開会に当たり、副議長から申し上げます。

議会閉会中に任期満了により、5番、川合善明議員、7番、小野克典議員が退任され、11番、須永宣延議員、12番、小川利八議員、13番、三浦和也議員、14番、茂木一郎議員、15番、枝久保喜八郎議員、16番、岡崎和広議員が辞職されました。

また、1番、吉田信解議員が令和7年5月21日付で広域連合長に就任したことに伴い、失職となりました。

これらの欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長選出区分から小島進議員、森田光一議員、小野克典議員が、市議会議員選出区分から田中一崇議員、浅生和英議員、勝山祥議員、梗田平一郎議員、田中良夫議員、小嶋智子議員がそれぞれ当選されたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、議員の皆様に申し上げます。

会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となりますので、本日の議事日程を全て終了するまで御退席等はなさらないようお願い申し上げます。

また、会議規則第48条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることができませんので、御注意ください。

あわせて、議案や資料に記載のある数字について回答を求める質問は、円滑な議事運営のためお控えくださいますようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（吉澤康広） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してある日程表のとおりでございますので、御了承願います。

◎議席の指定

○副議長（吉澤康広）　日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員9名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、小島進議員を1番に、森田光一議員を5番に、小野克典議員を7番に、田中一崇議員を11番に、浅生和英議員を12番に、勝山祥議員を13番に、梗田平一郎議員を14番に、田中良夫議員を15番に、小嶋智子議員を16番に、副議長において指定いたします。

◎議長選挙

○副議長（吉澤康広）　日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉澤康広）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉澤康広）　御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

ただいま副議長において指名することに決しました議長に、15番、田中良夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長において指名いたしました15番、田中良夫議員を当選人と決めるに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（吉澤康広）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田中良夫議員が議長に当選されました。

議長に当選されました田中良夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長と議長席を交代いたします。御協力ありがとうございました。

○議長（田中良夫）　ただいま議長に選任いただきました田中良夫でございます。

就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が安心して暮らしていただくために不可欠なものであります。平成20年度の制度開始以来、被保険者の増加に伴い医療費も年々増え続け、この制度をいかに安定的に運営していくかが非常に重要となっております。

こうした中、広域連合議会の役割も大変重大であると認識しております。これから議長として、県民の皆様の負託に応えるため、公正・中立かつ円滑な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様方や、広域連合長をはじめとした関係各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中良夫）　日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、11番、田中一崇議員、12番、浅生和英議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中良夫）　日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（田中良夫）　日程第5、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付いたしました通知の写しのとおりでございます。

次に、広域連合長から送付された説明員の出席についての通知の写し、監査委員から送付された例月現金出納検査の結果及び定期監査の結果についての通知の写し、選挙管理委員会委員長から送付された選挙管理委員会委員及び補充員の選挙事由の発生についての通知の写し並びに一般質問通告書をお手元に配付いたしましたので、御了承願います。

次に、広域連合長から送付された議案第9号及び議案第14号に係る追加参考資料をお手元に配付いたしましたので、御了承願います。

なお、本日、傍聴人より録音及び写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可したいと思いますので御了承願います。録音を許可された傍聴人におかれましては、休憩中の録音は固く禁じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（田中良夫）　ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

吉田広域連合長。

○広域連合長（吉田信解）　去る5月21日付をもちまして、広域連合長に就任いたしました本庄市長の吉田信解でございます。

皆様方の御指導、また御支援をいただく中、しっかりと務めを果たしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第2回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当広域連合の状況でございますが、全ての団塊の世代の方が後期高齢者となったこと

などにより被保険者数は大幅に増え、9月末現在で114万4,000人となり、後期高齢者医療制度設立時の平成20年4月末時点と比べると人数で63万1,000人、率にして123%増加しております。また、医療給付費も増加の一途をたどり、昨年度は8,889億円と、こちらも制度開始年度と比較して額にして約5,000億円、率にして135%の増となっております。

被保険者数及び医療給付費は今後も伸び続けることが見込まれており、将来にわたってこの制度を維持していくためには、高齢者の方々が健康でいきいきと生活する期間を延ばす、いわゆる健康寿命の延伸と医療費の適正化が重要となります。

健康寿命の延伸に向けては、第3期データヘルス計画で重点項目に位置づけた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」、これを市町村と連携して積極的に推進しているところでございます。

この取組は令和2年度に22市町からスタートいたしましたが、昨年度は全市町村で実施しており、今後、例えば疾病の発症や重症化予防のための個別相談・指導の対象者を拡大する、あるいは取組成果を評価して実施内容を見直すなど、市町村における取組の量の増加、そして質の向上を図ってまいります。

また、医療費の適正化に向け、従来の医療費通知やジェネリック医薬品の利用促進に加え、今年度から適正服薬推進事業を実施しております。これは、多くの薬を処方され、その内容に課題が見られる方を対象に服薬情報を通知し、服薬指導や相談につなげることで、多剤服薬による副作用や有害事象など、いわゆるポリファーマシーの発生を防ぐとともに医療費の適正化を進めるもので、埼玉県薬剤師会などと連携して事業を行っております。

今後とも、こうした保健事業にしっかりと取り組んでまいります。

一方で、国においては「全世代型社会保障」の構築に向け、社会保障審議会・医療保険部会において医療保険制度改革の議論がスタートいたしました。この議論におきまして、後期高齢者医療制度など現行制度の抜本的見直し等を進めていくことが必要とされ、年内には一定の方向性を取りまとめるとされております。

また、今年の秋までに方針を再検討するとされている高額療養費制度に関しても、集中的に議論するための専門委員会が新たに設置され、検討が進められております。広域連合といったとしては、こうした国の動向を注視し、適時適切に対応してまいります。

今後も被保険者の皆様方が安心して医療を受けられるよう、安定した制度運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会の議案でございますが、専決処分の承認議案1件、条例議案1件、補正予算議案2件、決算認定議案2件、訴えの提起議案1件、監査委員の選任議案1件の計8

議案でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、よろしく御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫）　日程第6、議案第9号「専決処分の承認を求めるについて」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵）　議案第9号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」に係る「専決処分の承認を求めるについて」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の1ページを御覧ください。

国の方針により、後期高齢者医療制度では令和6年12月2日から令和7年7月末までの間、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず資格確認書を交付する暫定運用を行ってまいりました。

令和7年4月3日、国からこの暫定運用を令和8年7月末までの1年間延長との通知があり、この取扱いの変更を全被保険者に早急に周知する必要が生じたため、その予算を専決処分により措置したものです。

4ページおめくりいただき、2-5ページを御覧ください。

特別会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億6,087万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,671億9,987万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出の内訳についてです。

まず、歳入について、右肩にナンバー7とあります横長の「議案参考資料」の3ページを御覧ください。

「国庫支出金」については、今回の周知に要する経費について、その全額を国が特別調整交付金で措置することとしているため、歳出において計上する金額と同額を増額するものです。

次に、歳出については、4ページを御覧ください。

「総務費」については、暫定運用の延長を被保険者に周知するための経費として、リーフレット作成の業務委託料と通信運搬費の合計1億6,087万1,000円を新規に計上するものです。

説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第9号「専決処分の承認を求めるについて」を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫） 日程第7、議案第10号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第10号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の3ページを御覧ください。

この条例は、下段の提案理由のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をする必要があるため、制定するものでございます。

内容ですが、右肩にナンバー6とあります「議案参考資料」の1ページを御覧ください。

まず、趣旨ですが、2つの条例について所要の規定の整備を行うものです。

改正内容になりますが、第1条は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定中、妊娠等を申し出た職員や3歳未満の子を養育する職員、配偶者等の介護が必要となった職員に対し、各種支援制度の情報提供と制度利用等の意向確認、意向確認した事項への配慮に係る措置を取ることを義務づける規定を新たに加えるものでございます。

次に、第2条ですが、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の規定中、部分休業について現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の取得」形態に加え、「1年につき10日相当の時間を超えない範囲内の取得」形態を新設し、職員がいずれかを選択できるように改めるものです。

なお、新旧対照表は2ページから7ページに記載していますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 鳥羽恵です。よろしくお願いします。

議案第10号、育児・介護と仕事の両立支援制度の拡充を評価した上で2点伺います。

1つは、会計年度任用職員に対する育児・介護と仕事の両立支援制度の適用範囲、それと非正規職員が制度を利用しやすくするための周知・相談体制をお示しください。

また、意向確認や制度案内の義務化は前進です。実際に利用しやすい環境が整っているかどうかが重要です。

育児・介護と仕事の両立支援制度の利用実績と、現在課題となっていることはあるのか。また、職場内で制度利用をためらうような雰囲気はないか。実態調査は行っているか。

以上、お示しください。

○議長（田中良夫） 答弁を願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えします。

まず、今回の支援制度について、現在採用している全ての会計年度任用職員は、一般職員と同様の支援を受けることができ、広域連合はそのための措置を講じなければなりません。

この制度の運用については総務課総務企画担当が統括しており、現在、採用時に新任者研修を実施し、育児や介護の支援制度等の周知を図るとともに、該当職員への声がけと詳細な相談

対応を行っています。

また、毎年度、所属長が会計年度任用職員との面談を実施しており、その中で必要に応じて制度の説明や相談に応じています。

今後は、全職員に対して支援制度に関する研修を年1回開催していくほか、事務室内に啓発物を掲示するなど周知に努めてまいります。

次に、育児支援制度の近年の利用実績ですが、令和4年度は、配偶者の出産休暇が1人で3日間、育児参加休暇が1人で5日間、子の看護休暇が5人で合計18日と10時間取得しました。

令和5年度は、子の看護休暇が5人で合計16日と46時間、部分休業が1人で6.5時間取得しました。

令和6年度は、配偶者の出産休暇が1人で3日間、育児参加休暇が1人で4日間、子の看護休暇が5人で合計22日と30時間、産後パパ育休が1人で25日間取得しました。

令和7年度は、10月29日現在、子の看護休暇が4人で合計17.5日間取得しています。さらに、今後、2人が合計111日間の育児休業を取得する見込みです。

なお、介護支援制度は利用実績がありません。

これまで職員に対し受けられる支援は積極的に取得するよう話をするとともに、取得の際には事務分担にも配慮しています。こうしたことから、必要とする支援を取得できないというケースは生じていないと考えており、現時点での課題はありません。

広域連合事務局では、職員が制度利用をためらうような雰囲気はないものと認識しているため、実態調査は実施していません。

以上でございます。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第10号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫） 日程第8、議案第11号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第11号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とあります横長の「令和7年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページを御覧ください。

一般会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2億19万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億2,010万4,000円とするものです。

歳入歳出の内訳です。

まず、歳入について、右肩にナンバー7とあります横長の「議案参考資料」の7ページを御覧ください。

一番上、「分担金及び負担金」は、令和6年度一般会計・特別会計における共通経費負担金の剩余金の2分の1の額を令和7年度共通経費負担金から減額するもの、「繰越金」は、令和6年度一般会計剩余金を前年度繰越金として受け入れるものです。

次に、歳出については8ページを御覧ください。

一番上、「総務費」の「財政調整基金積立金」は、令和6年度一般会計・特別会計における共通経費負担金の剩余金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てるものです。

「民生費」は、令和6年度特別会計の共通経費負担金の剩余金4億3,834万6,000円を令和7年度事務経費繰出金から減額するものです。

説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） よろしくお願ひします。

ナンバー2の9ページの民生費4億3,834万6,000円の減額は、市町村から集めた事務経費、共通経費のお金に余り、決算剰余金が出たため、その精算を行い、特別会計への繰出額、繰出金を減らしたため。総務費2億3,815万円増額は、余ったお金、決算剰余金の半分を将来のシステム更新などに備えるための基金、財政調整基金に積み立てたためと理解しています。

そこで、2点伺います。

当初の見積りが過大だったのではないか。市町村から過大に負担金を徴収したのではないか。剰余金が発生した具体的要因と今後の精度向上のための改善策を示してください。

もう1点、剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるとのことです。基金が積み上がる一方で、市町村負担はなかなか下がらない状況が続いている中、市町村からは負担軽減になつていないとの声があります。広域連合としてどう認識しているのかを伺います。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えします。

共通経費負担金の決算剰余金は、当初予算で見込んだ事業がその後の国の方針変更により実施しなくなつたことや、標準システムに係る経費のうち委託料や使用料及び賃借料が見込みより執行額を抑えられたことにより不用額が生じたものです。予算編成においては、国の動向や物価などの社会情勢を的確に把握・反映するとともに、外部機関を活用した積算内容の精査により、適正な金額を計上するよう努めてまいります。

次に、財政調整基金については、標準システムの機器更改などにより一時的に市町村負担が増加することを避けるため、令和6年度に設置し積立てを開始したところです。被保険者の増加や物価上昇などにより、市町村負担は増加傾向にありますので、今後、適切に基金を活用することで市町村の負担軽減を図つてまいります。

以上でございます。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ありません。

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（田中良夫） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第11号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫） 日程第9、議案第12号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 議案第12号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー2とあります横長の「令和7年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の15ページを御覧ください。

特別会計補正予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ125億159万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,797億146万9,000円とするものです。

第2条の債務負担行為の設定につきましては、18ページを御覧ください。

「適正服薬等の推進に係る通知作成等業務委託」について、令和7年度中に契約事務を行うため、債務負担行為を設定するものです。

歳入歳出の内訳です。

まず、歳入について、右肩にナンバー7とあります横長の「議案参考資料」の11ページを御覧ください。

一番上、「市町村支出金」は、令和6年度の実績に基づく精算により不足が生じた療養給付

費負担金について市町村に追加負担いただくもの、「支払基金交付金」は、令和6年度の実績に基づく精算により追加交付が生じた後期高齢者交付金を受け入れるもの、「財産収入」は、金利上昇に伴い保険給付費支払基金の預金利子を増額するもの、「繰入金」の「事務経費繰入金」は、令和6年度特別会計の共通経費負担金において4億3,834万6,000円の剩余金が生じたため、同額を令和7年度一般会計繰入金から減額するもの、「繰越金」は、令和6年度の特別会計の剩余金を前年度繰越金として受け入れるものです。

次に、歳出については12ページを御覧ください。

一番上、「基金積立金」は、令和6年度の保険料の決算剩余金等及び金利上昇に伴う預金利子の増分を基金に積み立てるもの、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、令和6年度の療養給付費等の実績に基づく精算に伴い国・県・市町村へ負担金等を返還するために増額するものです。

説明は以上となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 質問いたします。

ナンバー2の17ページでは、基金積立金が4,900万円から46億円と約100倍にも増額されており、一般会計と合わせて補正予算で49億円の基金の積立てとなります。このことについては後で述べます。

償還金及び還付加算金等が78億8,404万6,000円増額されています。この増額の理由と、それから25ページにある適正服薬等の推進に係る通知作成等業務委託の具体的な内容と、限度額1,571万9,000円、この根拠と内容、3点お示しください。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

まず、償還金及び還付加算金等の増額理由です。療養給付費等に対する国や県及び市町村からの負担金や補助金は対象年度の翌年度に精算を行い、交付済額が実績額を下回った場合は追加で受け入れを、上回った場合は返還を行います。今回、令和6年度の精算を行ったところ、交付済額が実績額を上回ったことにより返還金が発生したものです。

次に、適正服薬等の推進に係る通知作成等業務委託の具体的な内容ですが、複数の医療機関を受診し、多剤併用等による薬物有害事象のリスクが高い方の抽出、薬局への相談を勧奨する

通知文書等の作成及び発送、被保険者等からの問合せ対応のためのコールセンターの設置、効果検証です。

最後に、限度額1,571万9,000円の根拠については、今年度に実施している同業務委託の公募型プロポーザルに参加した4社から徴取した見積書の最高額を根拠としています。

以上です。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第12号「令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫） 日程第10、議案第13号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 議案第13号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあります横長の「令和6年度一般会計・特別会計歳入

歳出決算書及び附属書類」の2ページを御覧ください。

まず、「歳入」です。

表の下から3行目、歳入合計欄のとおり、「予算現額」22億6,082万6,000円に対し、「収入済額」は22億6,261万8,900円です。

次に、「歳出」について、3ページを御覧ください。

表の下から3行目、歳出合計欄のとおり、「予算現額」22億6,082万6,000円に対し、「支出済額」22億2,466万4,335円です。

「歳入歳出差引残額」は3,795万4,565円です。

次に、4ページを御覧ください。

「実質収支に関する調書」ですが、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

主な執行状況は、右肩にナンバー7とあります横長の「議案参考資料」の15ページを御覧ください。

歳入についてですが、一番上、「分担金及び負担金」は、構成団体の県内全市町村に広域連合の運営経費として負担いただいたもので、各市町村別一覧は最終27ページに記載していますので、後ほど御覧ください。

「国庫支出金」は、被保険者代表の方などから意見を伺うために設置した後期高齢者医療懇話会の経費や保健師の雇用に対して交付されたもの、「繰越金」は、令和5年度決算に係る剰余金です。

下から2段目の「財産収入」は、令和6年度に設置した財政調整基金の預金利子です。

次に、歳出について、16ページを御覧ください。

一番上、「議会運営に係る経費」は、定例会を2回開催し、条例や予算議案など、合計15議案について御審議いただきました際の会場使用料などでございます。

「事務局運営に係る経費」は、各種業務委託料や事務所使用料、事務機器賃借料などです。

「電算システム等に係る経費」は、財務会計システムをはじめとした電算機器等の運用管理委託料や賃借料などです。

次に、17ページを御覧ください。

上から2段目、「事務局職員に係る経費」は、会計年度任用職員の報酬等のほか、事務局職員派遣元市町村への給与等の負担金です。

上から4段目、「事務経費繰出金」は、一般会計で受け入れた共通経費負担金のうち特別会計分を繰り出したもの、その下の「財政調整基金積立金」は、令和5年度の共通経費の剰余金の2分の1及び預金利子を基金に積み立てたものです。

説明は以上です。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 3点質問します。

第1に、ナンバー7の16ページですけれども、議会費の不用額、115万円についてです。本広域連合議会の運営には課題があります。特に埼玉教育会館を会場とした際に、傍聴に訪れた市民や報道関係者が会場に入れず、ロビーでの傍聴も認められず、扉を閉めて制限するという事態が生じました。議会傍聴は、地方自治法に基づく議会公開の原則を保障するものであり、住民自治の根幹です。この議会の開催会場には大変課題があるわけです。この問題について改善策を検討したのかを伺います。

第2に、総務費の不用額2,700万8,000円の内訳です。ナンバー3の決算書17ページでは、事務局職員給与等負担金の不用額1,600万円とありますが、総務費の不用額との関連も含めて内訳の詳細を示してください。

第3に、ナンバー4の一般会計主要施策の成果8ページにあります会計年度任用職員8名の任用について伺います。ここは3点伺います。

報酬・手当・社会保険料などの水準と雇用の安定性について。それから、処遇改善の方針。そして、保健事業の専門性確保に向けた人材育成策。

第1、第2、第3と、第3については3点お示しください。

○議長（田中良夫） 答弁を願います。

葛西事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（葛西和仁） 御質問にお答えします。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会は、独自の議場を所有していないため、公共施設の会議室を利用しています。

前回の令和7年第1回定例会は、開会日程がぎりぎりまで確定できなかつたため、議場としてより望ましい施設の予約がかなわず、やむを得ず埼玉教育会館を利用したものです。

今後も開会日時をできるだけ早く確定し、議場として望ましい施設の確保に努めてまいります。

次に、一般会計歳出の総務費の不用額の主な内訳ですが、職員の派遣元に支出する事務局職員給与等負担金が1,671万2,024円、広域連合システムＩＴコンサルタント委託料をはじめとした業務委託料の契約差金等が286万6,735円、弁護士報償金が276万7,600円などとなっています。

続いて、会計年度任用職員の報酬・手当についてですが、これは埼玉県に準じて設定してお

り、標準的なものと認識しています。

また、会計年度任用職員は埼玉県市町村職員共済組合に加入し、一般職員と同様な福利厚生事業も利用可能であることなどから、待遇改善のための取組は実施していません。

最後に、保健事業に係る人材育成についてですが、国保中央会が年2回開催している研修に参加し、好事例を学ぶとともに他広域連合の職員とディスカッションを行っています。また、今年度は国の補助金を活用したワークショップに出席するなど、専門性の確保に努めています。

以上でございます。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第13号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫） 日程第11、議案第14号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 議案第14号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域

連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー3とあります横長の「令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の6ページと7ページを御覧ください。

まず、「歳入」ですが、7ページの表の下から3行目、歳入合計欄のとおり、「予算現額」9,350億9,044万4,005円に対し、「収入済額」は9,249億5,043万3,501円です。

なお、この額には令和5年度から6年度へ繰り越して収入した額が含まれています。

次に、「歳出」について、8ページと9ページを御覧ください。

9ページの表の下から3行目、歳出合計欄のとおり、「予算現額」9,350億9,044万4,005円に対し、「支出済額」9,093億4,467万5,889円です。

なお、この額にも令和5年度から6年度へ繰り越して執行した額が含まれています。

「歳入歳出差引残額」は、9ページのとおり、156億575万7,612円です。

次に、10ページを御覧ください。

「実質収支に関する調書」ですが、実質収支額は歳入歳出差引額と同額です。

主な執行状況につきましては、右肩にナンバー7とあります横長の「議案参考資料」の21ページを御覧ください。

歳入についてですが、一番上、「市町村支出金」は、市町村が徴収した保険料や低所得者などへの保険料軽減措置に対する負担金、療養の給付等に係る定率負担金を受け入れたものです。

「国庫支出金」のうち「国庫負担金」は、療養の給付等に係る定率負担金や80万円を超える高額な医療費に係る負担金を受け入れたもの、また、「国庫補助金」は、広域連合間の財政力の不均衡を調整するための交付金と健康診査事業やマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う周知広報事業、標準システム機器更改に係る補助金などを受け入れたものです。

「県支出金」は、国庫負担金と同様に療養の給付等に係る定率負担金や高額な医療費に係る負担金を受け入れたものです。

「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金を各医療保険者から受け入れたものです。

次に、22ページを御覧ください。

「特別高額医療費共同事業交付金」は、レセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に係る共同事業からの交付金を受け入れたものです。

「繰入金」のうち「基金繰入金」は、保険料の決算剰余金を積み立てている保険給付費支払基金から繰入れを行ったものです。

続きまして、歳出については23ページを御覧ください。

一番上、「保険給付に係る経費」は、医科・歯科・調剤等の給付費及び柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう等の療養費など、「保健事業に係る経費」は、健康診査や高齢者の

保健事業と介護予防との一体的実施に係る市町村への委託料、人間ドック助成事業などへの市町村に対する補助金などです。

次に、24ページを御覧ください。

「レセプトの審査・点検等に係る経費」は、レセプトの一次審査等について国保連合会へ委託したもの、「医療費通知等に係る経費」は、被保険者に医療機関等の受診状況を通知するための委託料や通信運搬費、「医療費適正化に係る経費」は、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減をお知らせする通知等の作成委託料などです。

次に、25ページを御覧ください。

「被保険者証・ミニガイド等の作成に係る経費」は、被保険者証や広報用印刷物の作成費、また、市町村が行ったマイナンバーカードと被保険者証の一体化の推進に係る周知広報経費等に対する補助金等です。

「広域連合電算システムに係る経費」は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、いわゆる標準システムの運用や端末等のリースに関する経費と機器更改に係るシステム開発委託料やクラウドサービス利用料などです。

次に、26ページを御覧ください。

上から2段目の「拠出金、積立金」のうち下から2行目、「保険給付費支払基金積立金」は、令和5年度の保険料の剩余金を基金に積み立てたものです。

上から4段目の「諸支出金」のうち一番下の行の「国・県支出金等返還金」は、令和5年度に交付された国・県・市町村の負担金等の実績に伴う精算により、過交付となった額を返還したものです。

説明は以上です。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） こちらも3点伺います。

第1に、県の後期高齢者医療財政安定化基金というものがありますが、令和6年度末の残高で102億2,108万5,549円となっていますが、ナンバー3の決算書6ページには、財政安定化基金支出金、予算現額1,000円と記載されています。この1,000円とは何を示しているのか。また、県の102億円は決算書のどこに計上されているのか、具体的にお示しください。

第2に、ナンバー3の8ページ、9ページによれば、特別会計の不用額は257億円、その大半が保険給付費約240億円です。連続する大幅な不用額は、当初予算の過大な計上と財政管理

の不透明さを疑わせるものです。広域連合としてこの事態をどのように認識しているのか見解を伺います。

第3に、ナンバー3の40ページ、財産に関する調書では、保険給付費支払基金、財政調整基金合わせて144億2,700万円が積み立てられています。巨額の不用額と剩余金を生んで、基金を積み増しながら、なぜ保険料の引下げや負担軽減対策に踏み出さないのか、その理由を伺います。

3点お願いします。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問のうち保険料課所管分についてお答えいたします。

まず、予算現額1,000円ですが、保険料収納率の著しい悪化など不測の事態が生じた際に、県が設置している財政安定化基金から交付または貸付を受ける場合に備え、予算科目を設定する必要があり、1,000円を計上しています。

次に、102億円ですが、県が設置・管理している基金のため広域連合の決算書には記載がありません。

最後に、保険給付費支払基金については、次期保険料率改定において保険料の上昇を抑制するための財源として活用しています。

また、財政調整基金についても、市町村の負担軽減のため活用していく予定です。

以上です。

○議長（田中良夫） 古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問のうち給付課所管分、不用額が生じていることへの見解についてお答えします。

当初予算を編成するに当たり、過去の実績や最新のデータ等に基づき金額を推計しています。

結果的に不用額が生じていますが、広域連合としては、必要な金額を適切に計上しているものと考えています。

以上です。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ありません。

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 議案第14号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」に反対の立場から討論を行います。

本決算において特別会計の不用額は257億円にも上り、その内訳の大半である約240億円が保険給付費の不用額となっています。

さらに、特別高額医療費共同事業交付金や保健事業費など多くの科目で大幅な不用額が常態化しており、当初予算の見積りが過大であることは明白です。これは制度運営上の財政管理が適切に行われていない重大な問題であり、財政見通しの検証も反省もないままに多額の剰余を積み上げ続けている運営姿勢は厳しく問われなければなりません。

特に保険給付費は、被保険者の保険料算定に直結する最重要経費であります。にもかかわらず、実績との乖離が毎年のように発生し、結果として高齢者から取り過ぎた保険料を剰余として処理し、補正予算では49億円を基金へ積み立てる。その一方で、基金残高は保険医療費支払基金と財政調整基金を合わせたら144億2,700万円にも達しています。これは財政安定という名の下に基金をため込みながら、一方で高齢者には保険料負担増を押しつけるという社会保障制度の本旨に反するものです。本来、制度の目的は、高齢者の生活と健康を守ることであり、財源をため込むことではありません。

物価高騰と年金の実質目減りで生活が困難になる中、多くの高齢者が受診を控えざるを得ないような実態があります。財政にこれだけの余力があるにもかかわらず、保険料の引下げも減免制度の拡充も行われていないことは重大であり、高齢者の命より財政を優先する姿勢だと言わざるを得ません。

以上の理由から、基金積み増しを優先し、財政余力を被保険者の負担軽減に生かさず、制度の本旨をゆがめる本決算を認定することはできません。

よって、議案第14号の認定には反対いたします。

○議長（田中良夫） 次に、賛成討論を許可いたします。

20番、黛浩之議員。

○20番（黛 浩之） 議案第14号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論をいたします。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の事業を運営するために法律に基づき設置されているものであります。

歳入については、現役世代からの支援金である支払基金交付金をはじめ、国・県・市町村からの療養給付費負担金、国から交付される調整交付金や各事業に対する補助金、市町村で徴収した保険料の負担金等が適切に処理されております。

また、歳出については、医療給付費が増加している中で、レセプト点検やジェネリック医薬品の利用促進事業などを実施し、医療費の適正化を図るとともに、健康診査や高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施など健康寿命を延伸するための保健事業を市町村と連携して実施しております。

後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るための予算執行が適切になされているものと考えられます。

引き続き、後期高齢者医療制度の円滑な運用に取り組まれることを期待して、「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」賛成するものでございます。

ぜひとも御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（田中良夫）ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫）なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第14号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中良夫）起立多数あります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫）日程第12、議案第15号「訴えの提起について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力）議案第15号「訴えの提起について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書にお戻りいただき、10ページを御覧く

ださい。

提案理由につきましては、下段のとおり、広域連合が債務者に対する支払督促の申立てを簡易裁判所に行った後、相手方から督促異議の申立てがあった場合、訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することになります。そこで、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決をお願いするものです。

1ページおめくりいただき、11ページを御覧ください。

本議案の内容ですが、相手方は広域連合の被保険者の交通事故の加害者で、広域連合が医療給付に係る損害賠償請求権を代位取得したことにより、189万6,745円の債権が発生し、相手方に対して第三者行為損害賠償金の請求を行いました。その後、広域連合では、督促、文書及び訪問による催告を行いましたものの支払いに応じないことから、支払督促の申立てを川越簡易裁判所に行うものです。

請求の趣旨ですが、相手方に第三者行為損害賠償金の支払い、訴訟費用の負担及び仮執行の宣言を求めるものとなります。

なお、判決の結果、必要があるときには上訴するものとし、また、適當と認める条件により和解することができるものとしております。

説明は以上です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中良夫） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 「訴えの提起について」伺います。

3点伺います。

交通事故に係る第三者行為求償事務について、第1に、加害者が支払いに応じない事例についてです。支払わない理由には、責任回避のような悪質な事例もあれば、高齢者や生活困窮者に見られる払いたくても払えないケースもあります。こうした支払い拒否や滞納の実態を広域連合としてどのように分類、把握しているのかを伺います。

第2に、支払い能力が乏しい相手に訴訟を行っても、費用倒れとなる場合がありますが、行政としての法的措置を選択する際の判断基準、特に支払い能力がない場合の対応方針やガイドラインの有無について伺います。

第3に、訴訟は保険財政の健全化のための手段ですが、制度の目的は、被保険者の医療保障にあります。生活困窮者への過度な請求は、制度への信頼を損なうおそれがあります。示談や分割払いなど柔軟な対応があるのかということも含めて3点お示しください。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えします。

広域連合では、訪問や電話により相手方の実情を調査し把握しています。

また、相手方と折衝ができない場合には、住民票の確認や訪問時における周辺状況の確認等により実情把握に努めています。

次に、支払い能力がない場合についてですが、一括での支払いが困難な場合、債務者と相談の上、分割納付の対応を行っています。これについては債務者の実情に応じた柔軟な対応を心がけています。

なお、債務者が生活保護に準ずる状況となり、資力の回復が困難と認められる場合などは、埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づき債権放棄を行っています。

最後に、訴訟だけに頼らない対応についてですが、広域連合としては、まずは文書催告を行い、それで反応がない場合、電話や訪問催告を実施しています。こうした取組の中で債務者と折衝を行い、実情に合わせて分割納付などの対応を行っています。ただ、債務者の中には資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告を実施しても全く折衝に応じていただけない方もいます。こうした方に対して最後の手段として支払督促の申立てを行っています。

以上です。

○議長（田中良夫） 再質疑はございますか。

○17番（鳥羽 恵） ありません。

○議長（田中良夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、ここで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、ここで討論を終結いたします。

これより議案第15号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中良夫）　日程第13、議案第16号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小貝事務局長。

○事務局長（小貝喜海雄）　議案第16号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の12ページを御覧ください。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第1項の規定により、広域連合に監査委員を2名置くこととなっています。また、同条第2項の規定により、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が広域連合議会の同意を得て、1名選任することとなっています。

この監査委員の任期は、同条第3項の規定により4年とされており、現監査委員の工藤道弘氏は、令和7年12月25日をもって任期満了となります。

そこで、日本公認会計士協会埼玉会から御推薦をいただきました中澤仁之氏が次期監査委員として適任と存じますので、選任について御提案をいたします。

なお、中澤氏の経歴につきましては、13ページのとおりです。

議員の皆様の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良夫）　これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第16号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田中良夫） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎行政報告

○議長（田中良夫） 日程第14、行政報告を行います。

この際、執行部から埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について行政報告を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 行政報告「埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー8とあります行政報告資料の1ページを御覧ください。

本行政報告は、埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項に基づき、令和6年度に行った債権の放棄について御報告するものです。

令和6年度は、1の放棄した債権の名称、事由、件数及び金額の表の一番下の合計欄のとおり、13件、410万954円の債権を放棄いたしました。

内容ですが、一番上の割合差額返納金及び2番目の区分差額返納金は、所得更正により自己負担割合が増えたこと等で返納金が生じたものですが、債務者が生活保護を受給しており、資力の回復が困難であると認められたもの、また、3番目の第三者行為損害賠償金は、交通事故の加害者である債務者が破産法に基づく破産手続を進め、その責任を免れたものです。

なお、債権を放棄した期日は令和7年3月31日です。

引き続き、本条例に基づき厳正な債権の回収に努めますとともに、回収の見込みがない債権につきましては、適切に放棄することにより、公正かつ円滑な債権管理を行ってまいります。

説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中良夫） ただいまの報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良夫） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

以上をもちまして行政報告を終わりにいたします。

◎埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（田中良夫）　日程第15、「埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

この選挙は、お手元に配付いたしました令和7年5月27日付、埼高広連選第1号の写しのとおり、委員及び補充員の任期が令和7年8月11日に満了したことに伴うものであります。

まず、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいま議長において指名することに決しました埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員には、お手元に配付いたしました同候補者名簿のとおり、野崎正氏、西澤鈴子氏、神崎功氏、寺山春江氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を当選人と決めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良夫）　御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました4名の方が埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中良夫） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中良夫） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいま議長において指名することに決しました埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員には、お手元に配付いたしました同候補者名簿のとおり、五島幸男氏、木村良子氏、小栗友子氏、菊地順子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を当選人と決めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中良夫） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました4名の方が埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順位につきましては、議長において指名いたしました指名順としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中良夫） 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順位は指名順とすることに決しました。

ただいま埼玉県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員にそれぞれ当選されました方々には、会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

○議長（田中良夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（田中良夫） 日程第16、「後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問」を行います。

これより、お手元に配付した通告書のとおり一般質問を許可いたします。

なお、議案質疑と重複する質問は避け、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） よろしくお願ひします。

まず、「1 後期高齢者の現状について」伺います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合の財政運営と、後期高齢者の生活実態との乖離について質問いたします。

実態を明らかにするために追加資料を提出していただいています。

「（1）滞納・差押えについて」。

追加参考資料の（8）を御覧ください。

被保険者の平均所得です。後期高齢者医療制度が始まった2008年、平成20年度と比較すると91万6,000円から85万円へと、16年間で6万6,000円も減少しています。

一方で、保険料は均等割が3,400円上昇、所得割率も7.96%から9.03%へと引き上げられ、平均保険料額は7万8,220円から8万5,083円へ増加しています。収入が減っているにもかかわらず負担だけが増している、まさに逆進的な制度になっています。

さらに、滞納の実態を見れば、滞納者数はやや減とはいえ、1万3,000人が保険料を払うことができず、滞納額の合計は約3億円増加し、8億6,000万円を超えるほどに膨らみました。一人一人の滞納額が増え、払いたくても払えない高齢者が増えている現実が見てとれます。

そして、何より深刻なのが、差押え件数の急増です。

追加参考資料の（9）市町村別差押え件数3年間の推移を御覧ください。

市町村別集計では、令和4年度、152件から令和6年度、258件へと僅か3年で約1.7倍に増加しています。年金や僅かな貯蓄を差し押さえられる高齢者が増える一方で、広域連合は何の対策も講じていません。これを公平な徴収と言えるのでしょうか。

埼玉県は102億円を超える財政安定化基金を積み立てています。それにもかかわらず、広域

連合は生じた剩余金を財政調整基金へ積み上げてきました。財源がないのではありません。あるのに使っていないのです。高齢者の暮らしを支えるために存在する制度が積立金を積み上げるために運営されている、この現状こそ根本的な矛盾があるのではないでしょうか。

追加参考資料から明らかなように、これは一部の例外的なケースではなくて、制度が本来守るべき高齢者的生活を守れていないという深刻な現実であります。

この状況を踏まえると、後期高齢者医療制度の運営が今や負担能力を超える保険料を求めているのではないかという根本的な疑問を抱かざるを得ません。

広域連合としてこうした所得減と滞納・差押え増加の実態をどのように分析し、どのように受け止めているのか、現状の認識を伺います。

○議長（田中良夫） 答弁をお願いいたします。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問にお答えいたします。

被保険者の平均所得ですが、令和6年度は対前年比で7.4%増と大幅に上昇しています。また、令和7年度についても2.4%増と上昇傾向にあると考えています。

こうした中、広域連合としては、滞納者の実情に沿った収納対策が行われるよう財産調査を重点取組事項に位置づけています。

財産調査の結果、納付資力がない方には滞納処分の執行停止を行い、また納付資力があるにもかかわらず納付しない方には、滞納処分を市町村において実施することとしています。

差押え件数の増加については、市町村が財産調査を積極的に行い、滞納者の実情に合わせた収納対策を進めていただいた結果と受け止めています。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 次に、「（2）均等割について」も伺います。

均等割は、所得に関係なく1人当たり一律に課せられるため、低所得者ほど負担割合が重く、支払い困難を招く不公平な仕組みです。所得に応じた負担という社会保障制度の原則に反する極めて不公平な負担構造となっています。

とりわけ被保険者の約6割が所得ゼロ、または低所得層で占められている本制度の下では、3,400円も引き上げられてきたという均等割は、生活を直撃する過重な負担となっており、制度の持続可能性の観点からも看過できない問題です。

均等割が逆進性の高いもので、低所得の高齢者の生活を圧迫し、滞納の温床となっているという認識はありますか、お示しください。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問にお答えします。

均等割額は低所得者層の配慮措置として所得に応じて7割、5割、2割の3段階の軽減制度があり、全被保険者のうち約6割の方が既に軽減対象となっています。

また、5割と2割軽減の判定基準については、物価上昇に伴い引き上げられており、所得が増えても軽減が受けられるよう配慮もされています。

こうしたことから低所得者の方に配慮した制度となっており、均等割額が滞納の温床であるとは考えていません。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 再質問させてください。

追加資料で明らかになっている埼玉県の後期高齢者の生活実態を踏まえれば、広域連合として均等割負担の在り方を正面から見直して、少なくとも低所得者への負担軽減措置の強化、さらには将来的に均等割廃止を含めた抜本的な検討を進めるべきと考えます。見解を伺います。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 再質問にお答えします。

均等割額は、所得に関わりなく、等しく負担いただくものであり、医療費の一部は保険料で賄われていることからも、必要な負担と考えています。

団塊の世代が全て75歳以上となり医療給付費が今後も増える見込みの中、現在、国において世代間・世代内により公平性を確保した全世代での支え合う仕組みの整備について議論が進められています。

この議論では、現役世代の負担軽減と能力に応じた全世代での支え合い、相互共助が重要との意見が出ています。

こうしたことを踏まえると軽減措置の強化は難しいものと考えます。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 再々質問を行います。

所得に関わりなく等しくとおっしゃいましたが、所得に関わりないから等しくないです。

ただいまの御答弁では、均等割は医療費の一部を賄うために必要な負担とされました。しかし、この均等割は所得の多寡に関わらず一律に課せられるもので、実質的に人頭税に等しい極めて不公平な制度です。年金収入がごく僅かで、生活に余裕のない高齢者にも、現役並み所得

者と同額の負担を求めるることは、憲法の定める応能負担の原則に反しているのではないでしょうか。

今、御答弁にあった世代間の公平や全世代の支え合いという言葉は、耳障りがよく聞こえますが、その中で最も所得の低い後期高齢者にまで一律負担を強いるということが本当に公平と言えるのか。むしろ世代内の不公平を拡大しているのではないかでしょうか。

国における議論を持ち出して、軽減措置の強化は難しいと言い切りましたが、地方の広域連合として、制度の不備をそのまま受け入れるのではなくて、弱い立場の高齢者を守る立場から国に是正を求めるべきです。

改めて2点伺います。

所得の低い高齢者にまで一律負担を課す「均等割」を「必要な負担」と言い切るのか。

2点目、広域連合として均等割の廃止や軽減を国に働きかける考えはないのか、お答えください。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 再々質問にお答えいたします。

まず、均等割の必要性ですが、後期高齢者医療制度を維持していくためには、全ての加入者が一定の負担をしていただく必要があります。

また、所得に応じた軽減措置により低所得者の方に配慮した仕組みもあり、広域連合としては均等割額の制度は必要なものと考えます。

次に、国への働きかけですが、先ほど申し上げたとおり広域連合では均等割額の制度は必要で、また、軽減措置のさらなる強化は難しいと考えているため、国に要望する予定はありません。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） （3）に進みます。

「（3）窓口負担2割化の創設について」。

追加参考資料（7）を御覧ください。

窓口負担2割の創設による影響についてです。

本広域連合においても、窓口負担2割化の影響は深刻です。資料によれば、2割負担となった高齢者は月額2,887円、年間にして約3万4,000円もの自己負担増となっています。医療現場からも、受診抑制が起きているという声が上がっており、経済的理由から受診を控える高齢者が増えれば、症状の悪化や医療費のさらなる増大を招きかねません。

そもそも後期高齢者医療制度は、高齢者の健康の保持増進を目的としています。しかし、負担増によって必要な医療を遠ざけるこの現状は、制度の本来の目的と明らかに矛盾しています。

さらに、本広域連合の決算において滞納者の増加や差押え事例が見られることを考えれば、2割負担は高齢者の生活を圧迫し、制度不信を拡大する要因になっていることは明らかです。

以上を踏まえて2点伺います。

2割負担導入後の受診動向の変化や滞納増加の有無、差押え件数を把握しているのでしょうか。

2点目、医療現場や医師会、また高齢者自身から上がっている「受診控え」や「病院に行けない」という声を広域連合としてどう受け止めているのかをお示しください。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問のうち、給付課所管分についてお答えいたします。

まず、2割負担導入後の受診動向の変化についてです。

令和4年10月以降の被保険者1人当たり一月の医療機関への受診日数ですが、2割負担の方は10月からの2か月間は、1割、3割の方と明らかに異なる動きとなっていました。これは2割負担の制度創設の10月には受診を控えておりましたが、その後、徐々に通常どおりの受診日数に戻ったためと推測しています。

令和5年度及び令和6年度の2割負担の方の受診日数は、1割、3割負担の方と同様な動きで推移しており、実績を見る限り、受診控えがあったとは考えていません。

次に、「受診控え」、「病院に行けない」という声を広域連合としてどう受け止めているかについてです。

個別のケースとして、「受診控え」、「病院に行けない」という声はあるかもしれません、実際のデータから現時点では「受診控え」はないものと受け止めています。

以上です。

○議長（田中良夫） 河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問のうち、保険料課所管分についてお答えいたします。

保険料の滞納状況については、自己負担割合別のデータがないことから、2割負担の方の滞納数及び差押え件数は把握はしておりません。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 再質問を行います。

実態もつかんでいないということです。

社会保障中央審議会の医療保険部会でも、2割負担によって医療サービスの利用割合は1%減少、医療サービスの利用日数2%程度減少と発表しているのです。受診控えはないと受け止めているという御答弁には驚きです。

埼玉県の現状からしても、2割負担は後期高齢者医療制度の目的に反し、高齢者の健康悪化を招きかねない不合理な制度改悪であることは間違ひありません。

「2割負担は撤回し1割に戻すべき」と国に対し明確に意見を上げるべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

古瀬給付課長。

○給付課長（古瀬 力） 御質問にお答えいたします。

窓口負担の2割化は、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から国会での議論を経て法律に定められたものです。こうしたことから、国に対して意見を上げることは考えていません。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 次に進みます。

「（4）負担軽減、減免制度の拡充について」伺います。

本広域連合の決算においては、毎年度一定の剰余金が発生し、それが保険給付費支払基金へ積み立てられております。

さらに、埼玉県には、制度の安定運営を目的とした財政安定化基金が既に100億円の規模で確保されています。このように制度運営上の財源には一定の余力があるにもかかわらず、剰余金が保険給付費支払基金への積立てに回され、現に困難を抱える後期高齢者の保険料負担軽減や減免制度の拡充には十分に活用されているとは言えません。

そこで伺います。

保険給付費支払基金への積立てを優先する現在の運用方針は、地域の高齢者の生活実態や制度の本旨である「被保険者の医療を受ける権利の保障」と整合すると言えるのでしょうか。

もう1点、剰余金の活用に当たり、基金優先ではなく、生活支援優先の観点が必要と考えますが、剰余金を負担軽減策へ積極的に活用しない理由を明確にお示しいただきたいと思います。

2点お答えください。

○議長（田中良夫） 答弁を願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問にお答えします。

まず、保険給付費支払基金への積立てですが、決算により生じた剰余金を保険料軽減の財源とするために行っており、これは剰余金を被保険者に還元するための措置であり、積立てを優先しているわけではありません。

次に、剰余金は、保険料率改定時に、ほぼ全額を活用して保険料率の上昇抑制を行っており、被保険者の負担軽減を図っています。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 以上の質疑を通して浮き彫りになったのは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が本来、住民福祉の増進を目的とする自治体組織でありながら、その使命を十分に果たしていないということです。十分な実態調査も行わず、高齢者医療の実態を把握していないということです。

私たち議員は、国の制度を追認するためにここにいるのではありません。制度の矛盾が高齢者の暮らしにどのような影響を与えていたのかを直視して、改善を求める責任があります。

私は、制度開始時の2008年度と比べ、被保険者の平均所得が91万6,000円から85万円へと16年間で6万6,000円も減少している一方で、均等割は3,400円も上昇し、所得割率も7.96%から9.03%へ引き上げられて、平均保険料が7万8,220円から8万5,083円と増加していると、はっきり申し上げて、収入が減っているにもかかわらず、負担だけが増しているという事実をもって示しました。まさに逆進的な制度になっているということを指摘しました。

ところが、御答弁は、令和6年度は前年比7.4%増とか、令和7年度も上昇傾向と、僅かな一部分の年度変動を取り上げて、長期的な所得低下の実態を覆い隠すような説明がなされました。これは明らかに論点のすり替えであり、制度がもたらしてきた負担増と生活苦の現実から目を背けるものです。

現に年金は物価に追いつかず、医療費、生活費は上昇し続けています。高齢者の多くは、受診控えや滞納の増加という形ではっきりと悲鳴を上げています。にもかかわらず、均等割は必要な負担、軽減措置の強化は難しいと答弁なさいました。

しかし、所得に関係なく一律に課す均等割は、まさに人頭税に等しい不公平な負担であることは明らかです。憲法が定める応能負担の原則を踏みにじり、低所得者ほど重い負担を強いいるこの仕組みを公平とは到底言えません。

さらに、剰余金を基金へ積み上げるばかりで、現に困っている高齢者の減免や負担軽減には使おうとしない姿勢、ここにこそ制度運営の最大の問題があります。財源はあります。あるのに使わない。困っている人がいるのに支えようとしない。これでは住民福祉の増進を掲げる自

治体組織の責任を放棄するものと言わざるを得ません。

私は、後期高齢者医療広域連合の議員として、負担を押しつける制度ではなく、命と健康を守る制度とするために、均等割の廃止、減免制度の抜本的拡充、そして2割負担の撤回を強く求めるものです。

そして、次に進みます。

「2 後期高齢者医療保険料の減免制度について」進みます。

「（1）減免制度について」。

物価高騰と年金据置きにより、後期高齢者の生活は逼迫し、受診されためらう状況が生まれています。医療は人権、経済的理由で受診が妨げられてはなりません。減免制度は、保険料納付が困難な高齢者を支える最後の防波堤であるはずです。ところが、埼玉県の後期高齢者医療広域連合では、十分に機能しているとは言えません。

追加参考資料（15）によれば、令和4年度、416件、5年度、210件、6年度、305件と一定の活用は見られるものの、被保険者112万人超えの中で、年間僅か0.03%前後にとどまりおり、必要な人に届いていない可能性があります。

さらに、市町村間で大きな格差があり、越谷市52件、朝霞市48件に対し、減免ゼロの自治体が30以上あるなど、適用の偏りは深刻です。制度周知の不足も問題です。

本広域連合ホームページには、市町村窓口へとあるだけで、内容も、基準も、申請方法も、必要書類の説明もなく、実質的に利用を妨げています。

他県では、愛知県が減免基準を公開し、京都府では申請書と記入例まで掲載するなどと改善が進んでいます。

埼玉県においても、減免制度の詳細ページを新設し、対象基準、申請方法、必要書類の明示、申請書のダウンロード、記入例の掲載、相談窓口の明確化など、周知改善を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問にお答えします。

広域連合では、減免の詳細な要件などを掲載するよりも、まずはより多くの方に減免制度の存在を知っていただくことが重要と考えています。

ホームページや賦課決定通知書に同封するしおりには、どのような方が減免対象となるか簡潔な情報を掲載しています。これは自分が該当しそうであれば、まずは実際に申請を行う市町村に御相談していただくことを想定したことです。市町村窓口では、減免の細かい要件や申請書の書き方、必要書類などを案内しています。

また、減免の状況についても、他広域連合と比較して多くの方を減免しており、必要な方が減免制度を適切に利用できていると考えています。

今後も減免制度の存在を多くの被保険者に知ってもらえるよう市町村と連携して周知してまいります。

以上です。

○議長（田中良夫） 17番、鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） （2）に進みます。

「（2）災害減免の基準について」伺います。

本広域連合の現行の基準では、住宅の延べ床面積の7割以上が損壊した場合に初めて10割減免が適用されます。しかし、この基準は全国的に見ても極めて厳しいものです。

例えば兵庫県後期高齢者医療広域連合では、5割以上の損壊で10割減免。北海道では、半壊でも大幅減免の対象となります。また、福島県や宮城県、熊本県では、災害救助法の適用地域においては、被災世帯の生活再建を重視した柔軟な判断が行われています。

埼玉県は被災者の実情を無視した、全国的に最も厳しい基準を維持し続けているということになります。

台風、水害、地震など、かつては想定外とされてきた災害が全国各地で頻発するようになって、誰もが被災者になり得る時代です。こうした現実の中で、家が7割壊れなければ減免しないという基準は、生活再建を支える制度としてあまりにも冷たく、被災者に自己責任を押しつけるものであり、到底容認できません。

追加参考資料（15）の過去3年間の減免実績を見ても、本県における災害減免は、先ほど申し上げたとおりです。とどまっています。

災害が多発する時代に減免件数がこれほど少ないという事実は、制度が実態に合っていないことが懸念され、支援を必要とする被災高齢者が制度から排除されている可能性を示しています。

本広域連合の災害減免基準は、被災者の生活実態に即したものと言えるでしょうか。全国的にも非常に厳しい基準を見直して、少なくとも兵庫県などほかの地域並みに「5割損壊で10割減免」などの改善を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（田中良夫） 答弁願います。

河合事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（河合美恵） 御質問にお答えします。

各広域連合の災害減免の基準は、住宅の損害金額によるものや、全焼・半焼などの損害の程度によるもの、損害を受けた床面積の割合によるものなど様々です。

通常時の災害減免のほとんどは火災による減免で、当広域連合の現在の延べ床面積の基準は消防の罹災証明の認定に沿ったものであり、一定の合理性があると考えています。

また、当広域連合と同様の基準の広域連合もあることから、当広域連合の基準が特別に厳しいものだとは考えていません。

なお、災害救助法が適用される大規模災害時には、罹災証明書には延べ床面積は記載されず、全壊、大規模半壊、半壊の3区分のみが掲載されることになります。

そのため、大規模災害時には、当広域連合においても延べ床面積ではなく、被害の区分により軽減判定をしています。

例えば、被害の程度が50%以上であれば全壊として罹災証明書が発行されるため、保険料の全額を減免するなど柔軟な対応もしています。

こうしたことから、現時点では基準を見直すことは考えていません。

以上です。

○議長（田中良夫） 鳥羽恵議員。

○17番（鳥羽 恵） 減免制度は生活に困窮する高齢者を救うための制度であって、使わせない制度ではなく、使える制度にすることこそ広域連合の責任です。

また、私たち広域連合の議員は、出された議案に対して質疑を行い、一般質問で住民の立場で、とりわけ後期高齢者の立場でチェックをし、高齢者や家族、医療現場からの声を代弁するためにここにいます。

今定例会、何をお尋ねしても、考えていないという御答弁でした。そのとおり後期高齢者の暮らしなど考えていないということです。

本広域連合は、住民福祉の向上を目的とする公的機関である以上、今回の質問で明らかになった現制度の冷たさを改めて、生活に寄り添う運営へ転換すること。そのために必要なことはしっかり国に意見を上げていくことを強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（田中良夫） 以上で、17番、鳥羽恵議員の一般質問を終了いたします。

これで本定例会に付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（田中良夫） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

吉田広域連合長。

○広域連合長（吉田信解） それでは、議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御挨拶をさせていただきます。

上程させていただきました議案8件につきまして、全て御同意いただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、当広域連合議会の運営に対しまして、今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田中良夫） これをもちまして、令和7年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 田中良夫

副議長 吉澤康広

署名議員 田中一崇

署名議員 浅生和英

審議結果一覧

議案審議結果一覧表

広域連合長提出のもの（8件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
9	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))	7.11.4	7.11.4	承認
10	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	原案可決
11	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃
12	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃
13	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	認定
14	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃
15	訴えの提起について	〃	〃	原案可決
16	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	〃	〃	同意

案

議

議 案 第 9 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 11 月 4 日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田 信解

提 案 理 由

マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付する暫定運用が 1 年間延長され、国の依頼により全被保険者に対して取り扱いの変更を早急に周知する必要が生じたため、令和 7 年 4 月 10 日に令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）（別紙）

令和7年4月10日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 井上健次 印

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めることとする。

（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 勝手に定めることとする。
額を歳入歳出それぞれ 967,199,871 千円とする。

2 「第 1 表歳入歳出歳出予算補正」による。
2 「第 1 表歳入歳出歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 10 日 専決

第1表 岁入歳出予算補正

(歳 入) (単位 千円)

款		項		補 正	前 の 領	補 正	額	計
2.	国 庫 支 出 金	2.	国 庫 補 助 金		291,389,829		160,871	291,550,700
歳 入	合				64,713,989		160,871	64,874,860
			計		967,039,000		160,871	967,199,871

(歳出)

(単位 千円)

		項		補正前	額	補正額	計
1.	総務費			2,152,980		160,871	2,313,851
	1. 総務費	理管費		2,152,980		160,871	2,313,851
歳	出	合	計	967,039,000		160,871	967,199,871

議案第10号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）」を、「疾病」の次に「、老齢」を加える。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「第1項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 第1項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る第1項申出職員の意向を確認するための措置

（3） 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第1項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第1項申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第2項申出職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 第2項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る第2項申出職員の意向を確認するた

めの措置

(3) 第2項申出職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第2項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第2項申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようになるため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）

の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「第23条第11号」を「第23条第1項第11号」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の

規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第19条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岐入歳出予算の総額から、岐入歳出それぞれ200,196千円を減額し、岐入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,320,104千円とする。

2 岐入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田 信解

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款		項		補	正	前	の	額	補	正	額	計
1.	分担金及び負担金					2,503,	256		△238,	150		2,265,106
4.	繰越金	1.	負担金			2,503,	256		△238,	150		2,265,106
		1.	繰越金			1			37,954			37,955
	歳入	合計				1			37,954			37,955
						2,520,	300		△200,	196		2,320,104

(単位 千円)

(歳 出)

		項		補 正 前 の 額	補 正 額	額	計
2.	総 務 費	1.	総 務 管 理 費	455, 712	238, 150		693, 862
3.	民 生 費	1.	社 会 福 祉 費	455, 568	238, 150		693, 718
	歳 出		合 計	2, 054, 662	△438, 346	1, 616, 316	
				2, 054, 662	△438, 346	1, 616, 316	
				2, 520, 300	△200, 196	2, 320, 104	

令和7年度埼玉県後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 総額を歳出歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,501,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
2 「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）
第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年1月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田 信解

提案理由
地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 岐入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款		項	補 正	前 の 領	補	正 領	額	計
1.	市 町 村 支 出 金			194,000,217		48,068		194,048,285
4.	支 払 基 金 交 付 金	1. 市 町 村 負 担 金		194,000,217		48,068		194,048,285
		1. 支 払 基 金 交 付 金		387,053,354		258,685		387,312,039
6.	財 産 収 入	1. 財 産 運 用 収 入		387,053,354		258,685		387,312,039
		1. 財 産 運 用 収 入		49,867		27,434		77,301
7.	繰 入 金			49,867		27,434		77,301
		1. 一 般 会 計 繰 入 金		9,626,514		△438,346		9,188,168
8.	繰 越 金			2,054,662		△438,346		1,616,316
		1. 繰 越 金		3,000,000		12,605,757		15,605,757
	歳 入	合 計		3,000,000		12,605,757		15,605,757
				967,199,871		12,501,598		979,701,469

(歳
出)

(単位 千円)

款			項			額			額		
									正		
									前		
									補		
6.	基	金	積	立	金				49,867	4,617,552	4,667,419
			1.	基	金	積	立	金	49,867	4,617,552	4,667,419
8.	諸	支	出	金					3,235,310	7,884,046	11,119,356
			1.	償	還	金	及	付	加	算	金
									3,235,310	7,884,046	11,119,356
	歳	出		合	計				967,199,871	12,501,598	979,701,469

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
適正服業等の推進に係る通知作成等業務委託	令和7年度～令和8年度	15,719 千円

議案第13号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第14号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決
算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定によ
り、この案を提出する。

議案第15号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

第三者行為損害賠償金の未払いによる川越簡易裁判所への支払督促の申立て等に關し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。

訴えの提起について

1 相手方

2 事件の内容

- (1) 令和4年3月7日に埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者（以下「被害者」という。）は、自転車走行中、相手方の自動車と対面にて接触し、被保険者が負傷した。
 - (2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合は、被害者の相手方に対する医療給付に係る損害賠償請求権を代位取得し、相手方に対して第三者行為損害賠償金として1,896,745円の請求を行った。
 - (3) 相手方に対し再三催告したものの、支払いに応じなかった。
 - (4) そこで、相手方に対して第三者行為損害賠償金の支払いを求め、支払督促の申立て等を行うものである。その際、相手方が督促異議の申立てを行った場合には民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し第三者行為損害賠償金の支払いを求めるもの
 - (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
 - (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。
 - (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第16号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 中澤仁之
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉田信解

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員（識見を有する者）が、令和7年12月25日をもって任期が満了となるので、次期監査委員を選任することに議会の同意を得たいため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、この案を提出する。